

2010年10月

## SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育 A1章『ガスの安全教育』トレーナ資格取得の件

## 【まえがき】

貴職が担当するSEAJ推奨サービス安全教育受講者が半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業（消費する側：設備、兵站等も含む）である場合、SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育『ガスの安全教育』は必修です。

半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業がなければ、任意で構いません。

また、SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育『ガスの安全教育』トレーナ資格を取得するには、専門的な領域であることから、SEAJ推奨サービス安全教育トレーナ資格に加えて、次の特定の要件が要求されます。

1. 高圧ガス保安協会の開催する『特殊材料ガス保安講習』の修了或いは同等以上の資格が必要です。SEAJ事務局へ修了証（写）または資格証（写）をトレーナ養成講座参加日までにご提出ください。
2. 上記の有資格者ではないが、ガス（高圧ガス、特殊材料ガス等）の取り扱い経験が3年以上ある場合は、貴職の所属する部署の責任者の証する業務履歴確認書（下記）をSEAJ事務局へトレーナ養成講座参加日までにご提出ください。

※ガス（高圧ガス、特殊ガス等）取り扱い経験については別紙参照

## 〈注記〉

- 1) ガスの取り扱い経験が3年以上無い場合は、高圧ガス保安協会の『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が必要です。
- 2) 『ガスの安全教育』のSEAJ認定トレーナ修了証の発行日
  - ① SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育『ガスの安全教育』開始前までにSEAJ事務局へ所定の手続きをし、トレーナ養成講座でトレーナと認定された場合はその修了日に発行します。
  - ② 『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が間に合わずSEAJ事務局へ所定の手続きができなかった場合、所定の手続きがされれば、『ガスの安全教育』修了日へ遡及してSEAJ認定トレーナ証を発行します。但し、SEAJ推奨サービス安全教育（第1章～第18章）の講義はできます。

SEAJ 事務局 宛

e-mail : [kurihara@seaj.or.jp](mailto:kurihara@seaj.or.jp) Tel : 03-3261-8261 Fax : 03-3261-8263

## 『ガスの安全教育』トレーナー 業務履歴確認書

申請日	20 年 月 日
トレーナー候補者 御氏名	
御社名	
御所属	
御役職	
業務履歴内容	
業務履歴年数	年

上記の通り、トレーナー候補者の業務履歴を証明いたします。

御社名 \_\_\_\_\_

御所属 \_\_\_\_\_

御役職 \_\_\_\_\_

責任者 御氏名 \_\_\_\_\_ 印

### ガスの取り扱い経験について

経験3年以上の業務履歴とは高圧ガス保安法に規定されるガス(特定／特殊高圧ガス含む)及びガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る下記の作業の履歴です。

- ① 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
- ② 除害カラムの運搬・交換作業
- ③ ガス関連工事・修理・点検・保守作業
  - ・ガス配管工事全般
  - ・ガス検知器関連(メンテナンスや校正作業含む)
  - ・ガス流動部分の部品交換・修理
  - ・プロセスシーケンス／インターロック及びソフトの変更等
  - ・ガス製造プラント及び関連項目の管理
- ④ 製造装置及び付属設備の立上げ／立下げ・修理・保全・解体作業
- ⑤ 短期間の突発修理及び、年単位の保守・メンテナンス作業をも対象とする。